

令和3年度答申第35号
令和3年9月9日

諮問番号 令和3年度諮問第25号（令和3年7月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、P社（以下「本件会社」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項の規定に基づき、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の退職金を減額して支給することの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件申請を認定する処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 中退共法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者

をいう。以下同じ。)が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者(退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。)の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣(処分庁)が相当であるとの認定(以下「退職金減額認定」という。)をしたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金を減額して支給することができる」と規定している。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める基準」(以下「退職金減額の認定基準」という。)については、中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。)18条は次の各号のとおりとすると規定し、同条1号には「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したこと。」が掲げられている。

そして、中退共規則は、退職金減額の手続について、次のとおり規定している。

ア 共済契約者は、退職金減額認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を処分庁に提出しなければならない(中退共規則21条1項)。

イ 共済契約者は、退職金減額の申出をするときは、退職金減額の理由となる退職事由、減額すべき額等を記載した退職金減額申出書に退職金減額認定があったことを証する書類を添付して機構に提出しなければならない(中退共規則20条1項)。

ウ 機構は、退職金の減額を行うこととしたときは、その内容を共済契約者及び被共済者に通知しなければならない(中退共規則20条2項)。

エ 退職金の減額は共済契約者が申し出た額によって行う。ただし、機構は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、その額を変更することができる(中退共規則19条1項、3項)。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 本件会社は、一般建設業を営む会社である。審査請求人は、平成3年1月9日、本件会社に雇い入れられ、平成30年8月21日以降、本件会社

の常務執行役員工事部部長兼担当営業部長の地位にあった。

(本件会社の業務内容、労働者名簿、審査請求人の名刺)

- (2) 本件会社は、令和元年8月31日付けで、審査請求人は本件会社の就業規則5章25条(服務心得)⑩「社員は職務上の地位を利用し私的取引をなし、金品の借入または手数料、リベートその他金品の收受もしくは接待など私的利益を得てはならない。」に違反し、7章33条(懲戒解雇)⑦「職務上の地位を利用し、第三者から報酬を受け、若しくはもてなしをうける等、自己の利益を図ったとき」及び⑧「会社の許可なく業務上金品等の贈与を受けたとき」に該当するとして、懲戒解雇(重責解雇)に処し、これにより審査請求人は退職した。

(解雇予告通知書、就業規則、雇用保険被保険者離職証明書)

- (3) 共済契約者である本件会社は、令和元年9月2日、中退共規則21条1項の規定に基づき、処分庁に対し、被共済者である審査請求人については、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請(本件申請)をした。

(退職金減額認定申請書)

- (4) 機構は、令和元年9月18日、審査請求人からの退職金請求書を受け付けた。

(退職金の支給について(ご通知))

- (5) 処分庁は、令和2年2月17日付けで、本件会社に対し、中退共法10条5項の規定に基づき、審査請求人については、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当であると認定する処分(本件認定処分)をした。

(退職金減額認定書の認定欄)

- (6) 本件会社は、令和2年2月27日、中退共規則20条1項の規定に基づき、機構に対し、本件被共済者の退職金の減額割合を100分の80とするとの申出をした。

(退職金減額申出書)

- (7) 機構は、令和2年3月23日、中退共規則20条2項の規定に基づき、上記(4)の退職金の請求に対し、上記(6)の申出を相当と認め、審査請求人の退職金を100分の80減額して支給することを決定し、その旨を審査請求人に通知した。

(退職金の支給について(ご通知))

(8) 審査請求人は、令和2年4月22日、審査庁に対し、本件認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和3年7月30日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人が本件会社の取引業者から金員を受領していた事実はある。

しかし、かかる金員は、取引業者が、本件会社から請負工事の対価として受領していた金員の中から、次回以降の工事を受注するために審査請求人に渡していたものである。審査請求人は、本件金員を本件会社の元請業者に対する接待費用などの営業活動に使用していたのであり、自己のものにしていたという事実はない。審査請求人は、厚生労働事務官からの電話聴取においても「自己のものにした」ことはないと回答している。

審査請求人に係る懲戒解雇事由のうち、審査請求人が取引業者の金員を受領したという事実以外については、これを認めるに足りる証拠が存在しないにもかかわらず、処分庁は懲戒解雇事由が存在すると認定しており、事実認定に誤りがある。

(2) 審査請求人が取引業者から受領していた金員の原資は、取引業者が請負契約に基づき本件会社から受領した金員であり、これを取引業者から受領することは、本件会社との関係で「横領」には当たらないことは明らかである。

さらに、取引業者は、本件会社から仕事を受注できることを期待して審査請求人に金員を交付していたのであるから、当該金員を審査請求人の営業活動に使用することは、取引業者との関係で「横領」に当たらないことは明らかである。

また、取引業者は自己の便宜のために金員を審査請求人に渡していたのであり、このような経緯で審査請求人がこれを受領することは、「窃取」、「傷害その他刑罰法規に触れる行為」に該当しないし、審査請求人の行為がこれらに該当する他の証拠はない。

なお、懲戒解雇事由に含まれている「脅し行為で業者から集金していた」ことは、恐喝に該当し得るものの、その証拠は一切存在しない。

以上のとおり、「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為」に該

当すると認めるに足りる証拠は一切ないにもかかわらず、処分庁は、懲戒解雇事由が中退共規則18条1号に該当すると認定しており、証拠に基づかない違法な認定・判断である。

- (3) 中退共規則18条1号は、退職金減額の認定について、当該企業に重大な損害を加えたことを要件としているが、審査請求人が受領した金員は、取引業者が請負契約に基づき本件会社から受領して資産となっている金員であるから、本件会社に損害を与えるものでないことは明らかである。なお、審査請求人が取引業者をして本件会社に水増し請求や架空請求を行わせたことはなく、その証拠は一切存在しないのであるから、この点からも「本件会社の損害」と認定することはできない。

審査請求人が取引業者から金員を受領していたことによって、本件会社の名誉又は信用が著しく損なわれたことの根拠となる事実も証拠も一切認められない。

審査請求人が取引業者から金員を受領して営業のために使用していたことは、本件会社も認識しており、本件会社の職場規律を著しく乱した事実はないし、証拠も存在しない。

- (4) 以上のとおり、処分庁より示された証拠に基づく懲戒解雇事由は存在せず、中退共規則18条1号に該当する事実も認められないし、少なくとも、これを認めるに足りる証拠はない。よって、処分庁の判断は違法であり、取り消されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

退職金の減額認定に当たっては、被共済者の解雇事由が中退共規則18条各号に定める認定基準に該当し、中退共法10条5項に規定する「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」と認められるかどうか争点となる。

処分庁は、審査請求人が本件会社の取引業者から少なくとも合計430万8400円の金銭を受領して自己のものにしており、「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく損し、又は職場規律を著しく乱した」と認められることから、審査請求人に係る懲戒解雇事由が中退共規則18条1号に定める認定基準に該当することを理由として、本件認定処分を行った。

これに対して、審査請求人は、令和2年4月21日付け審査請求書及び同年8月7日付け反論書において、「取引業者から金員を受け取ったことは認めるが、その金員は営業活動費のために使用していたものであり、自己のものにし

たという事実はない。解雇事由には、「脅し行為で業者から集金していた」ことが含まれるが、かかる行為は恐喝に該当し得るものの、証拠は一切存在しない。」等により、本件認定処分について中退共法10条5項及び中退共規則18条の要件を満たさずに行われた違法なものであると主張している。

しかし、この点、令和元年8月28日付け「供述書」及び令和2年2月6日に行われた電話聴取によれば、審査請求人は、令和元年9月9日付け「回答書」において本件会社の主張を一部否定しているものの、「取引業者からリベートを受け取り自己のものにしていた」事実を認めていること等が確認できる。また、本件会社から提出があった取引業者への調査結果によれば、複数の業者から本件会社の主張を認める証言及び裏付け資料が得られていること等が確認できる。

よって、本件認定処分は、本件会社からの提出資料、審査請求人からの電話聴取及び審査請求人の懲戒解雇に関する経緯等を総合的に判断して、審査請求人の行為が中退共規則18条1号に該当し、中退共法10条5項に規定する「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」したと認定して行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の請求には理由がないため、棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件認定処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年7月30日、審査庁から諮問を受け、同年8月26日及び同年9月2日及び同月9日の計3回、調査審議をした。また、審査請求人から、同年8月19日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同月30日、補充の資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年3か月もの期間を要し、特に、審査請求（令和2年4月22日）から審理員の指名（同年6月23日）までに約2か月を要するとともに、審理員意見書の提出（同年9月8日）から本件諮問（令和3年7月30日）までに約11か月を要している。行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（同法1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記

のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるといふほかなく、審査庁においては、審査請求事件の進行管理を改善する必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件認定処分の判断枠組み

中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる」と規定する。その趣旨は、退職金の性格に鑑み、退職する被共済者の勤続の功労を減殺する程度の信義に反する行為があった場合には、共済契約者の求めにより減額することができることとしたものと解される。それゆえに、上記の「厚生労働省令で定める基準」としてそのような行為が中退共規則18条1号から3号までにおいて掲げられている(上記第1の1)。

そうすると、退職金の減額が相当と認定できるのは、中退共規則18条各号のいずれかに該当し、当該事由により退職したことが明らかである場合というべきである。

また、退職金の減額支給について、共済契約者からの申出に加えて厚生労働大臣の認定にかからしめているのは、中退共法に基づく退職金は、共済契約者の掛金の一部を国が助成し公的団体(機構)が被共済者に直接支給するものであることを踏まえ、共済契約者の意思のみに委ねることとはしなかつたものと解される。

(2) 処分庁の調査及び判断

ア 処分庁は、令和元年9月4日付けで、審査請求人に対し、本件会社が申請した退職事由(①平成27年5月から平成31年3月までの間、業者に水増し請求や架空請求をさせ、その代金を横領した。(判明している金額の合計は430万8400円)、②職務上の地位を利用し、取引停止など脅し行為で業者から集金していた。)を認めるか否かについて文書照会した。

(退職金減額認定申請に係る照会について)

イ 審査請求人は、令和元年9月9日付けで、上記ア①については「業者

に追加請求、工事契約時に相手の利益を考え話し合った上でリベートを受け取った」、同②については「職務上の地位を利用し業者の利益を考え話し合っただけで集金していた」として、本件会社が申請した退職事由（以下「申請事由」という。）を認めないとの文書回答をした。

（退職金減額認定申請に係る「回答書」）

ウ 本件会社は、令和元年11月5日付けで、処分庁の要請を踏まえ、A労働基準監督署長に提出した「解雇予告除外認定申請書」の証拠資料（写し）を処分庁に提出した。

（処分庁宛ての書簡（本件会社作成）、解雇予告除外認定書（A労働基準監督署長作成）、解雇予告除外認定申請書（本件会社作成）、供述書と題する書面（本件会社作成）、X案件一覧表（本件会社作成）、協力業者への皆様へと題する書簡（本件会社作成）、報告書及び資料（取引業者作成）、コンプライアンスの件と題する書簡（本件会社作成）、取引業者の証言を記録した書面（本件会社作成）、自宅待機命令書（本件会社作成）、通告書（本件会社作成）、出社命令（本件会社作成）、解雇予告通知書（本件会社作成）、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）、お取引会社様各位宛ての通知書（本件会社作成））

エ 処分庁は、令和2年2月6日、審査請求人に架電し、「受け取ったりリベートは会社に渡すことなく自己のものとしていたのか。」と問い、審査請求人は「そうである。」と答えた。

（電話聴取書）

オ 処分庁は、審査請求人が申請事由を認めている（回答書上は認めていないが、聴き取りを行ったところ、リベートを受け取り自己のものとしたことを認めている）として、提出された資料及び聴取の内容から、審査請求人の退職事由は「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく棄損し、又は職場規律を著しく乱したこと」（中退共規則18条1号）に該当すると認定した。

（退職金減額認定の調査内容について）

(3) 中退共規則18条1号に該当するとの判断について

ア 総論

本件会社は、退職金減額の理由となる退職事由を「横領（背任）行為による懲戒（重責）解雇」として認定申請（退職金減額認定申請書）し、処

分庁は、審査請求人の退職事由は「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を与え、その名誉若しくは信用を著しく毀損し、又は職場規律を著しく乱した事」（中退共規則18条1号）に該当すると判断（退職金減額認定の調査内容について）しているところ、認定申請書に退職事由として記載のある（業務上）横領及び背任について、審査請求人の行為がこれらに該当する可能性があるか否か検討する。

イ 横領について

横領罪の構成要件は、①委託信任関係に基づいて②自己の占有する③他人の物を④横領することであり、「横領」とは、不法領得の意思の発現である一切の行為を指すと解される。

審査請求人が取引業者に対し水増し請求や架空請求をさせ、その代金を横領していた（リベートを受け取って本件会社に渡すことなく、自己のものとしていた。）との処分庁及び審査庁の指摘に対して、審査請求人は、上記の金銭は審査請求人の占有に属していたものではなかった、金銭の所有権は取引業者に移転していたから本件会社のものでなかったとして、上記の横領罪の構成要件のうち、②（占有）又は③（物の他人性）を争うものと解される。

しかし、処分庁及び審査庁は、審査請求人のどのような行為が横領罪のどの構成要件に該当するかを具体的に検討することなく、単に審査請求人が金銭を「自己のものにした」との認定のみをもって漫然と横領罪が成立すると判断しているにすぎず、十分に検討したものとはいえない。また、本件会社の提出資料は取引業者の回答を基に作成されており、処分庁は、本件会社の承諾を得て取引業者に対して回答内容に係る確認を行う、必要な資料の提出を求めるなどの事実確認も実施していないから、処分庁の調査結果は、客観的な証拠に基づいて横領罪の成立があったことを示すものとまではいえない。

ウ 背任について

審査請求人は、4取引業者から合計430万8400円を受領（うち4回は工事単価を上乗せ）したこと及び他の1取引業者から物品を受領したことに相違ないとした令和元年8月28日付けの書面（供述書と題する書面）を本件会社に対し提出している。そして、取引業者が本件会社の協力依頼に応じて提出した書面によれば、工事単価の水増し分のバック（払戻

し)を要求された(報告書)、物品を贈るよう求められた(報告書)、現金を要求された(取引業者の提出書面)などと回答しており、本件会社の工事部長兼営業部長の立場にある審査請求人が、自己の利益を図る目的でその任務に背く行為(本件会社が取引業者に対する不要の支払いをさせ、これを審査請求人が受け取った行為)をし、本件会社に財産上の損害を加えたといったことも推測される。

しかしながら、処分庁及び審査庁は、本件諮問に当たって専ら横領罪の成立を検討するのみで、認定申請書に退職事由として記載のある背任罪の成否について全く検討しないまま本件諮問を行っているから、検討が不十分であるといわざるを得ない。

エ その他の要件について

中退共規則18条1号は、「刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を与え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したことを要件としているが、処分庁及び審査庁の主張においては、審査請求人が取引業者から受け取ったとする430万8400円が横領又は背任により生じた損害であって、それが本件会社の「重大な損害」に該当するか否か、あるいは、審査請求人の行為が本件会社の「名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したことを」に該当するか否かなどについて、いずれも検討した形跡は見当たらず、上記の要件についての検討が不十分であるといわざるを得ない。

オ 小括

以上のように、処分庁は、審査請求人の行為が横領罪に当たると漫然と認定するのみで、同罪の構成要件の的確な分析及び当てはめも、十分な証拠収集も行うことなく、また、認定申請書に記載のある同罪以外の類型の刑罰法規に触れる行為(背任)の有無やその他の要件についての検討も欠いたまま、審査請求人の行為が中退共規則18条1号に当たると判断している。そして、審査庁は、上記の処分庁の判断を安易に追認して本件審査請求を棄却すべきとしているものであって、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

(4) 付言

当審査会は、令和2年度答申第43号において、退職金減額に係る制度に起因して審査請求が客観的審査請求期間(行政不服審査法18条2項)を経過してされたことに関し、減額認定処分について速やかに被共済者に

も通知されるよう、処分庁において適切な仕組みを検討することが望まれる旨付言した。本件審査請求では、客観的審査請求期間を経過することなく審査請求がされているが、減額認定処分時に被共済者に対して通知がされない以上、客観的審査請求期間を経過してしまうおそれは常にあるといえる。処分庁における更なる検討が望まれる。

なお、退職金の減額は、共済契約者が機構に減額の申出をし、原則として申出のあった額によって行うものとしてされており、減額認定処分時には行われぬ。しかし、共済契約者は被共済者の退職金を減額する意思をもって減額認定を申請しているのであるから、その認定がされれば、共済契約者は減額の申出をし退職金の減額が行われることとなる蓋然性は極めて高いと考えられる。このため、あえて、減額が行われるまで被共済者の不服申立ての機会を先延ばしにすることなく、減額認定処分時に被共済者に通知し、その処分に不服がある場合には、遅滞なく申し立てることができるようにすることが、国民の権利利益の簡易迅速な救済に資すると考える。また、処分庁から上記の時点で通知がされ、併せて審査請求の教示がされるようになることは、現在はこの教示が、減額認定処分に係る処分庁ではない機構からの通知書によってされている点の是正にもつながるものである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹